

こどもの医療費を少なくすることができる制度があります

こども医療費補助とは

こどもが病気などになったとき、病院に払うお金を少なくすることができる制度があります。これを、「こども医療費補助」といいます。

内 容	こども医療費補助を受けることができるこども
入院〈病院に泊まる〉	中学3年生までのこども
通院〈病院に通う〉	小学6年生までのこども (2025年1月から、中学3年生までのこども)

こどもの保護者〈父親や母親など、こどもを育てている人〉の所得〈働いてもらったお金など〉が多い人は、補助を受けることができないことがあります。

こども医療費補助を受けたい人は

こどもの保護者は、健康保険証(こどもの名前が書いてあるもの)を持って、住んでいる区の福祉課や出張所の窓口に来てください。

窓口で「こども医療費受給者資格認定申請書」を書いてください。

補助を受けることができる人には、市が「こども医療費受給者証」を送ります。

詳しいことは、住んでいる区の福祉課に聞いてください。

こども医療費受給者証	
公費負担者番号	9 0 3 4 4 0
公費負担医療の受給者番号	
こども氏名・性別	こどもの名前(なまえ)など
こども生年月日	平成 年 月 日
保護者住所	保護者(ほごしゃ)の名前(なまえ)など
保護者氏名	病院(びょういん)に払(はら)うお金(かね) (払うお金が少(すく)ななければ、少ない方(ほう)で払う。)
一部負担金(自己負担)限度額	通院 入院
有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
発行機関	広島県
交付年月日	令和 年 月 日

いつまで使(つか)えるか

びょういん い とき 病院に行く時

○「こども医療費受給者証」を持って行く

病院の窓口で、健康保険証といっしょに「こども医療費受給者証」を見せてください。

○病院で払うお金

通院〈病院に通う〉で払うお金が、初診の時〈病院ではじめてみてもらうとき〉だけ500円になります。

病院で払うお金が500円より少ないときは、その少ないほうのお金を払います。

※所得やこどもが何歳かによって、1,000円や1,500円になることもあります。

※入院〈病院に泊まる〉の時は、お金はいりません。

○広島県以外で病院に行く時

広島県以外で病院に行く時は、「こども医療費受給者証」を使うことができません。

病院で領収書（病院で払ったお金がわかるもの）をもらってください。

その領収書を、住んでいる区の福祉課に持ってきてください。

手続きをしてから1～2か月後に、補助のお金を振り込みます。

ねん がつ か 2025年1月から変わること

通院の補助が、「小学6年生まで」から「中学3年生まで」になります。

※ 制度が変わることによって、「こども医療費受給者証」が変わる人には、12月の終わりに、新しい「こども医療費受給者証」を送ります。

新しい「こども医療費受給者証」が届いたら、いままで使っていたものは捨ててください。

まだ「こども医療費受給者証」を持っていない人は、住んでいる区の福祉課で手続きをしてください。

【福祉課の電話番号（TEL）】

なか	082-504-2569	あさみなみ	082-831-4945
ひがし	082-568-7733	あさきた	082-819-0605
みなみ	082-250-4131	あさ	082-821-2813
にし	082-294-6342	さく	082-943-9732